

日医発第 385 号 (保 65)  
平成 18 年 7 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 18 年 6 月 30 日付厚生労働省告示第 410 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 7 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、平成 16 年 12 月 28 日付厚生労働省告示第 461 号で日本薬局方を定める件の一部が改正され、当該一部改正に伴う従前の例による取扱いの経過措置期間が平成 18 年 6 月 30 日までとされていることから、今回局方品となった医薬品（「アニスタジン錠」等 109 品目）について、薬価基準に記載されている品名の前に（局）の印を追加したものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 411 号で、すでに掲示事項等告示の別表第 2 に記載され、経過措置品目（使用期限：平成 19 年 3 月 31 日）とされている「プロメデス錠」等 4 品目についても、同様に品名の前に（局）の印が追加されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 18. 6. 30 号外第 152 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
（平 18. 6. 30 厚生労働省保険局医療課事務連絡）



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働四一〇)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同四一一)

○厚生労働省告示第四百十号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

医薬品一総目録中「アニスタジン錠」を「㊦ アニスタジン錠」に、「アノレキシノン錠 5」を「㊦ アノレキシノン錠 5」に、「ウコン」を「㊦ ウコン」に、「ウヤク」を「㊦ ウヤク」に、「ウルソトラン」を「㊦ ウルソトラン」に、「エフタノン」を「㊦ エフタノン」に、「エリーテン錠」を「㊦ エリーテン錠」に、「オースギ加工ブシ末」を「㊦ オースギ加工ブシ末」に、「※ 加工ブシ末 (三和生薬)」を「㊦※加工ブシ末 (三和生薬)」に、「カルバクロン錠」を「㊦ カルバクロン錠」に、「乾姜」を「㊦ 乾姜」に、「クコシ」を「㊦ クコシ」に、「クバクロン錠」を「㊦ クバクロン錠」に、「クロポリジン錠」を「㊦ クロポリジン錠」に、「ケイサミン錠」を「㊦ ケイサミン錠」に、「コスバノンカプセル」を「㊦ コスバノンカプセル」に、「小太郎漢方の炮附子末」を「㊦ 小太郎漢方の炮附子末」に、「コニール錠 2」を「㊦ コニール錠 2」に、「コニール錠 4」を「㊦ コニール錠 4」に、「コニール錠 8」を「㊦ コニール錠 8」に、「コレンソール錠・100」を「㊦ コレンソール錠・100」に、「コレンソール錠・100」を「㊦ コレンソール錠・100」に、「コレンソール錠」を「㊦ コレンソール錠」に、「サーチロン」を「㊦ サーチロン」に、「サーチロン」を「㊦ サーチロン」に、「ジコ皮皮」を「㊦ ジコ皮皮」に、「シツリシ」を「㊦ シツリシ」に、「ジャショウシ」を「㊦ ジャショウシ」に、「修治ブシ」を「㊦ 修治ブシ」に、「ソボク」を「㊦ ソボク」に、「ソランタール錠 50mg」を「㊦ ソランタール錠 50mg」に、「ソランタール錠 100mg」を「㊦ ソランタール錠 100mg」に、「タツコール錠 4mg」を「㊦ タツコール錠 4mg」に、「タビロン錠 40mg」を「㊦ タビロン錠 40mg」に、「ツムラの生薬修治ブシ末 N (調剤用)」を「㊦ ツムラの生薬修治ブシ末 N (調剤用)」に、「テルペラン錠 5」を「㊦ テルペラン錠 5」に、「テルペラン錠 10」を「㊦ テルペラン錠 10」に、「※ トラネキサム酸カプセル (東洋ファルマー)」を「㊦※トラネキサム酸カプセル (東洋ファルマー)」に、「トラネキサム酸・C「トーフ」」を「㊦ トラネキサム酸・C「トーフ」」に、「トラネキサム酸錠 (陽進)」を「㊦ トラネキサム酸錠 (陽進)」に、「トランサミンカプセル」を「㊦ トランサミンカプセル」に、「トランサミン錠 250mg」を「㊦ トランサミン錠 250mg」に、「トランサミン錠 500mg」を「㊦ トランサミン錠 500mg」に、「トリクロロメチアジド錠 (陽進)」を「㊦ トリクロロメチアジド錠 (陽進)」に、「トリクロン錠」を「㊦ トリクロン錠」に、「トリスメン錠」を「㊦ トリスメン錠」に、「トーフジール錠 2mg」を「㊦ トーフジール錠 2mg」に、「トーフジール錠 4mg」を「㊦ トーフジール錠 4mg」に、「ナフトジール錠 2」を「㊦ ナフトジール錠 2」に、「ナフトジール錠 4」を「㊦ ナフトジール錠 4」に、「ニコルダ錠 250mg」を「㊦ ニコルダ錠 250mg」に、「ニバジール錠 2mg」を「㊦ ニバジール錠 2mg」に、「ニバジール錠 4mg」を「㊦ ニバジール錠 4mg」に、「ニバディップ錠 4」を「㊦ ニバディップ錠 4」に、「ニルジラート錠 2」を「㊦ ニルジラート錠 2」に、「ニルジラート錠 4」を「㊦ ニルジラート錠 4」に、「ニンドウ」を「㊦ ニンドウ」に、「バイラップ「カプセル」」を「㊦ バイラップ「カプセル」」に、「花属加工ブシ末 K」を「㊦ 花属加工ブシ末 K」に、「フォリクロン錠 5」を「㊦ フオリクロン錠 5」に、「フォリロント」を「㊦ フオリロント」に、「ブシ」を「㊦ ブシ」に、「ブラミール錠」を「㊦ ブラミール錠」に、「プリンパール錠」を「㊦ プリンパール錠」に、「プリンベラン錠」を「㊦ プリンベラン錠」に、「フルイトラン錠 2mg」を「㊦ フルイトラン錠 2mg」に、「フルトリア錠」を「㊦ フルトリア錠」に、「プレタスミン錠」を「㊦ プレタスミン錠」に、「フロセミド錠 20「タイヨー」」を「㊦ フロセミド錠 20「タイヨー」」に、「フロセミド錠 40「タイヨー」」を「㊦ フロセミド錠 40「タイヨー」」に、「フロセミド錠「イセイ」」を「㊦ フロセミド錠「イセイ」」に、「フロセミド錠「トーフ」」を「㊦ フロセミド錠「トーフ」」に、「フロセミド錠「ミタ」」を「㊦ フロセミド錠「ミタ」」に、「プロメデス錠」を「㊦ プロメデス錠」に、「ヘキサトロンカプセル」を「㊦ ヘキサトロンカプセル」に、「ベラプリン錠」を「㊦ ベラプリン錠」に、「ホウブシ」を「㊦ ホウブシ」に、「本草加工ブシ末」を「㊦ 本草加工ブシ末」に、「マオリード」を「㊦ マオリード」に、「マツウラの修治附子末 (調剤用)」を「㊦ マツウラの修治附子末 (調剤用)」に、「ヨウキサミン錠」を「㊦ ヨウキサミン錠」に、「ラシックス錠 20mg」を「㊦ ラシックス錠 20mg」に、「ラシックス錠 40mg」を「㊦ ラシックス錠 40mg」に、「リカバリン」を「㊦ リカバリン」に、「注射用マキシビーム 0.5g」を「㊦ 注射用マキシビーム 0.5g」に、「注射用マキシビーム 1g」を「㊦ 注射用マキシビーム 1g」に、「トラカブミン S 注」を「㊦ トラカブミン S 注」に、「トラサムロン S 注「小林」」を「㊦ トラサムロン S 注「小林」」に、「トラサムロン注「小林」」を「㊦ トラサムロン注「小林」」に、「※ トラネキサム酸注射液 (東洋ファルマー)」を「㊦※トラネキサム酸注射液 (東洋ファルマー)」に、「トラネキサム S 注射液」を「㊦ トラネキサム S 注射液」に、「トランサボン注 1g」を「㊦ トランサボン注 1g」に、「トランサミン注 5%」を「㊦ トランサミン注 5%」に、「トランサミン注 10%」を「㊦ トランサミン注 10%」に、「ニコルダ注 - 5%」を「㊦ ニコルダ注 - 5%」に、「ニコルダ注 - 10%」を「㊦ ニコルダ注 - 10%」に、「フルマリンキット静注用 1g」を「㊦ フルマリンキット静注用 1g」に、「フルマリン静注用 0.5g」を「㊦ フルマリン静注用 0.5g」に、「フルマリン静注用 1g」を「㊦ フルマリン静注用 1g」に、「ヘキサトロン注 (5)」を「㊦ ヘキサトロン注 (5)」に、「ヘキサトロン注 (10)」を「㊦ ヘキサトロン注 (10)」に、「ラノビス注」を「㊦ ラノビス注」に、「リカバリン注 250mg」を「㊦ リカバリン注 250mg」に、「リカバリン注 1000mg」を「㊦ リカバリン注 1000mg」に、「ヘキサトロンカプセル 250mg」を「㊦ ヘキサトロンカプセル 250mg」に、「ヘキサトロン注 250mg」を「㊦ ヘキサトロン注 250mg」に、「ヘキサトロン注 1000mg」を「㊦ ヘキサトロン注 1000mg」に改める。

○厚生労働省告示第四百十一号

保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和三十二年厚生省令第十五号) 第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師医療費担当規則 (昭和三十二年厚生省令第十六号) 第九条本文並びに老人保健法の規定による医療費適正化入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準 (昭和五十八年厚生省告示第十四号) 第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養担当規則及び療養担当並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める標準事項等 (平成十八年厚生労働省告示第七号) の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月二十日

厚生労働大臣 川崎 一郎

別表第 2 第 5 部追加欄①内用薬中「プロメデス錠」を「㊦ プロメデス錠」に、「ヘキサトロンカプセル」を「㊦ ヘキサトロンカプセル」に改め、同第 5 部追加欄②注射薬中「ヘキサトロン注 (5)」を「㊦ ヘキサトロン注 (5)」に、「ヘキサトロン注 (10)」を「㊦ ヘキサトロン注 (10)」に改める。

事務連絡  
平成18年6月30日

地方社会保険事務局 }  
都道府県民生主管部(局) }  
国民健康保険主管課(部) } 御中  
都道府県老人医療主管部(局) }  
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成18年6月30日付け厚生労働省告示第410号及び第411号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

#### 記

- 1 薬価基準の一部改正について  
「日本薬局方を定める件の一部を改正する件」（平成16年厚生労働省告示第461号）が告示され施行されたところであるが、平成18年6月30日をもって従前の例による取扱いの経過措置期間が終了することから、薬価基準の別表の収載品（内用薬84品目、注射薬25品目）について名称変更したものであること。
- 2 掲示事項等告示の一部改正について  
「日本薬局方を定める件の一部を改正する件」（平成16年厚生労働省告示第461号）が告示され施行されたところであるが、平成18年6月30日をもって従前の例による取扱いの経過措置期間が終了することから、掲示事項等告示の別表2の収載品（内用薬2品目、注射薬2品目）について名称変更したものであること。

## 薬価基準告示

## 別表の品名を変更するもの

番号	区分	現行収載名	変更収載名
1	内用薬	アニスタジン錠	㊦ アニスタジン錠
2	内用薬	アノレキシノン錠5	㊦ アノレキシノン錠5
3	内用薬	ウコン	㊦ ウコン
4	内用薬	ウヤク	㊦ ウヤク
5	内用薬	ウルソトラン	㊦ ウルソトラン
6	内用薬	エフタノン	㊦ エフタノン
7	内用薬	エリーテン錠	㊦ エリーテン錠
8	内用薬	オースギ加エブシ末	㊦ オースギ加エブシ末
9	内用薬	※加エブシ末(三和生薬)	㊦ ※加エブシ末(三和生薬)
10	内用薬	カルバクロン錠	㊦ カルバクロン錠
11	内用薬	乾姜	㊦ 乾姜
12	内用薬	クコシ	㊦ クコシ
13	内用薬	クバクロン錠	㊦ クバクロン錠
14	内用薬	クロポリジン錠	㊦ クロポリジン錠
15	内用薬	ケイサミン錠	㊦ ケイサミン錠
16	内用薬	コスパノンカプセル	㊦ コスパノンカプセル
17	内用薬	小太郎漢方の炮附子末	㊦ 小太郎漢方の炮附子末
18	内用薬	コニール錠2	㊦ コニール錠2
19	内用薬	コニール錠4	㊦ コニール錠4
20	内用薬	コニール錠8	㊦ コニール錠8
21	内用薬	コレンソール錠・100	㊦ コレンソール錠・100
22	内用薬	コレンファンカプセル	㊦ コレンファンカプセル
23	内用薬	サーチロン	㊦ サーチロン
24	内用薬	ジコッピ	㊦ ジコッピ
25	内用薬	シツリシ	㊦ シツリシ
26	内用薬	ジャショウシ	㊦ ジャショウシ
27	内用薬	修治ブシ	㊦ 修治ブシ
28	内用薬	ソボク	㊦ ソボク
29	内用薬	ソランタール錠50mg	㊦ ソランタール錠50mg
30	内用薬	ソランタール錠100mg	㊦ ソランタール錠100mg
31	内用薬	タツコール錠4mg	㊦ タツコール錠4mg
32	内用薬	タビロン錠40mg	㊦ タビロン錠40mg
33	内用薬	ツムラの生薬修治ブシ末N(調剤用)	㊦ ツムラの生薬修治ブシ末N(調剤用)
34	内用薬	テルペラン錠5	㊦ テルペラン錠5
35	内用薬	テルペラン錠10	㊦ テルペラン錠10
36	内用薬	※トラネキサム酸カプセル(東洋ファルマー)	㊦ ※トラネキサム酸カプセル(東洋ファルマー)
37	内用薬	トラネキサム酸・C「トーフ」	㊦ トラネキサム酸・C「トーフ」

番号	区分	現行収載名	変更収載名
38	内用薬	トラネキサム酸錠(陽進)	㊟ トラネキサム酸錠(陽進)
39	内用薬	トランサミンカプセル	㊟ トランサミンカプセル
40	内用薬	トランサミン錠250mg	㊟ トランサミン錠250mg
41	内用薬	トランサミン錠500mg	㊟ トランサミン錠500mg
42	内用薬	トリクロルメチアジド錠(陽進)	㊟ トリクロルメチアジド錠(陽進)
43	内用薬	トリクロン錠	㊟ トリクロン錠
44	内用薬	トリスメン錠	㊟ トリスメン錠
45	内用薬	トーワジール錠2mg	㊟ トーワジール錠2mg
46	内用薬	トーワジール錠4mg	㊟ トーワジール錠4mg
47	内用薬	ナフトジール錠2	㊟ ナフトジール錠2
48	内用薬	ナフトジール錠4	㊟ ナフトジール錠4
49	内用薬	ニコルダ錠250mg	㊟ ニコルダ錠250mg
50	内用薬	ニバジール錠2mg	㊟ ニバジール錠2mg
51	内用薬	ニバジール錠4mg	㊟ ニバジール錠4mg
52	内用薬	ニバディップ錠4	㊟ ニバディップ錠4
53	内用薬	ニルジラート錠2	㊟ ニルジラート錠2
54	内用薬	ニルジラート錠4	㊟ ニルジラート錠4
55	内用薬	ニンドウ	㊟ ニンドウ
56	内用薬	バイラップ「カプセル」	㊟ バイラップ「カプセル」
57	内用薬	花扇加工エブシ末K	㊟ 花扇加工エブシ末K
58	内用薬	フォリクロン錠5	㊟ フオリクロン錠5
59	内用薬	フォリロント	㊟ フオリロント
60	内用薬	ブシ	㊟ ブシ
61	内用薬	プラミール錠	㊟ プラミール錠
62	内用薬	プリンパール錠	㊟ プリンパール錠
63	内用薬	プリンペラン錠	㊟ プリンペラン錠
64	内用薬	フルイトラン錠2mg	㊟ フルイトラン錠2mg
65	内用薬	フルトリア錠	㊟ フルトリア錠
66	内用薬	プレタスミン錠	㊟ プレタスミン錠
67	内用薬	フロセミド錠20「タイヨー」	㊟ フロセミド錠20「タイヨー」
68	内用薬	フロセミド錠40「タイヨー」	㊟ フロセミド錠40「タイヨー」
69	内用薬	フロセミド錠40mg「フソー」	㊟ フロセミド錠40mg「フソー」
70	内用薬	フロセミド錠「イセイ」	㊟ フロセミド錠「イセイ」
71	内用薬	フロセミド錠「トーワ」	㊟ フロセミド錠「トーワ」
72	内用薬	フロセミド錠「ミタ」	㊟ フロセミド錠「ミタ」
73	内用薬	プロメデス錠	㊟ プロメデス錠
74	内用薬	ヘキサトロンカプセル	㊟ ヘキサトロンカプセル
75	内用薬	ヘキサトロンカプセル250mg	㊟ ヘキサトロンカプセル250mg
76	内用薬	ペラプリン錠	㊟ ペラプリン錠
77	内用薬	ホウブシ	㊟ ホウブシ

番号	区分	現行収載名	変更収載名
78	内用薬	本草加工ブシ末	㊦ 本草加工ブシ末
79	内用薬	マオリード	㊦ マオリード
80	内用薬	マツウラの修治附子末(調剤用)	㊦ マツウラの修治附子末(調剤用)
81	内用薬	ヨウキサミン錠	㊦ ヨウキサミン錠
82	内用薬	ラシックス錠20mg	㊦ ラシックス錠20mg
83	内用薬	ラシックス錠40mg	㊦ ラシックス錠40mg
84	内用薬	リカバリン	㊦ リカバリン
85	注射薬	注射用マキシピーム0.5g	㊦ 注射用マキシピーム0.5g
86	注射薬	注射用マキシピーム1g	㊦ 注射用マキシピーム1g
87	注射薬	トラカプミンS注	㊦ トラカプミンS注
88	注射薬	トラサムロンS注「小林」	㊦ トラサムロンS注「小林」
89	注射薬	トラサムロン注「小林」	㊦ トラサムロン注「小林」
90	注射薬	※トラネキサム酸注射液(東洋ファルマー) *1	㊦ ※トラネキサム酸注射液(東洋ファルマー)
91	注射薬	トラネキサムS注射液	㊦ トラネキサムS注射液
92	注射薬	トランサボン注1g	㊦ トランサボン注1g
93	注射薬	トランサミン注5%	㊦ トランサミン注5%
94	注射薬	トランサミン注10% *2	㊦ トランサミン注10%
95	注射薬	ニコルダ注-5%	㊦ ニコルダ注-5%
96	注射薬	ニコルダ注-10%	㊦ ニコルダ注-10%
97	注射薬	フルマリンキット静注用1g	㊦ フルマリンキット静注用1g
98	注射薬	フルマリン静注用0.5g	㊦ フルマリン静注用0.5g
99	注射薬	フルマリン静注用1g	㊦ フルマリン静注用1g
100	注射薬	ヘキサトロン注(5)	㊦ ヘキサトロン注(5)
101	注射薬	ヘキサトロン注(10)	㊦ ヘキサトロン注(10)
102	注射薬	ヘキサトロン注250mg	㊦ ヘキサトロン注250mg
103	注射薬	ヘキサトロン注1000mg	㊦ ヘキサトロン注1000mg
104	注射薬	ラノビス注 *3	㊦ ラノビス注
105	注射薬	リカバリン注250mg	㊦ リカバリン注250mg
106	注射薬	リカバリン注1000mg	㊦ リカバリン注1000mg

- \*1 10%2.5mL1管と10%10mL1管の2規格あり  
 \*2 10%2.5mL1管と10%10mL1管の2規格あり  
 \*3 10%2.5mL1管と10%10mL1管の2規格あり

### 揭示事項等告示

#### 別表第2の品名を変更するもの

番号	区分	現行収載名	変更収載名
1	内用薬	プロメデス錠	㊦ プロメデス錠
2	内用薬	ヘキサトロンカプセル	㊦ ヘキサトロンカプセル
3	注射薬	ヘキサトロン注(5)	㊦ ヘキサトロン注(5)
4	注射薬	ヘキサトロン注(10)	㊦ ヘキサトロン注(10)